

Japanese

Title 8
Department of Education

Subtitle 2
Education

Part 1
Public Schools

Chapter

Student Misconduct,
Discipline, School Searches
and Seizures, Reporting
Offenses, Police Interviews
and Arrests, Restitution
for Vandalism, Complaint
Procedure and Investigation
of Discrimination, Harassment
(Including Sexual Harassment),
Bullying and/or Retaliation

19

ハワイ管理規定

第八編

教育省

副題二

教育

第一編

公立学校

第十九章

学生の違反行為、懲罰、学校における搜索と押収、違反行為の報告、警察の事情聴取と逮捕、破壊行為への賠償、及び差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめ並びに報復に関する苦情の手続き、調査

第一節

一般規定

- §8-19-1 指針
- §8-19-2 定義
- §8-19-3 適応性
- §8-19-4 可分性
- §8-19-4.1 学生のプライバシーに関する権利

第二節

学生の学年度内の違反行為と懲罰

- §8-19-5 懲罰処分；職権
- §8-19-6 禁止された学生の行為；教室での違反行為
- §8-19-7 緊急退去
- §8-19-7.1 調査
- §8-19-8 停学
- §8-19-9 十授業日を超える停学、懲罰的転校、退学の適正手続き
- §8-19-10 懲罰の適応期間
- §8-19-11 本章で述べる違反が判明した場合の学生への代替教育活動とその他の補助

第三節

夏季学校における学生の違反行為と懲罰

- §8-19-12 懲罰処分；職権
- §8-19-13 禁止された学生の行為；教室での違反行為

第四節

学校における搜索と押収

- §8-19-14 学生のロッカーの搜索を開始するときの方針
- §8-19-15 一般的な学校搜索と押収の方針
- §8-19-16 職権
- §8-19-17 一般的な学校における搜索と押収が行われる条件
- §8-19-18 禁止された搜索と押収

第五節

違反行為の報告

- §8-19-19 学校内で起こったA級そしてB級違反行為の報告
- §8-19-20 違反行為の報告に伴う損失補償
- §8-19-21 学校内で起こったA級又はB級違反行為の報告を怠ること；結果

第六節 警察の事情聴取と逮捕

- §8-19-22 学校に関連する違反行為に因る、学校における警察の事情聴取
§8-19-23 学校に関連しない違反行為に因る、学校における警察の事情聴取
§8-19-24 学校における警察の逮捕

第七節 破壊行為への賠償

- §8-19-25 破壊行為の責任
§8-19-26 破壊行為に対する適切な手順
§8-19-27 撤廃
§8-19-28 撤廃
§8-19-29 撤廃

第八節 差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめ、報復に関する苦情の手続き、調査

- §8-19-30 苦情の手続き
§8-19-31 調査
§8-19-32 継続中の調査
§8-19-33 言語支援、文書作成支援、相応の便宜
§8-19-34 報復行為の禁止
§8-19-35 その他救済措置を求める権利

履歴：この章は実質上教育省の「規則第21 学生の懲罰関連」[Eff 3/28/64; am 11/29/73; am 5/01/76; R 9/1/82]；「規則第3 授業時間中の警察による学生の事情聴取および逮捕関連」[Eff 9/23/63; am 6/20/77; R 9/1/82]；「規則第24 学校内における学生の喫煙関連」[Eff 3/28/64; R 9/1/82]。

第一節

一般規定

§8-19-1 指針(a) ハワイでは州全体の公教育システムを確立し、支援している。義務教育の本質は学生に教育の機会を保障するものである。通常の学年度を通して提供される教育に加え、教育省では任意出席を基本とした独自運営の夏季学校プログラムにより、付加教育と教育支援を受ける機会を学生に提供する。教育省では以下を公約する：

- (1) 学習に最適な状態を学生に提供する；
- (2) 学生の指導のために適切な教師を選出する；そして
- (3) 学生の成功を助けるその他のプログラム。

1996年にハワイ州教育省では、学生の学習、また高い教育的基準への到達を促進すべく、一連の学術的、社会的、感情的、そして物理的環境の支援とサービスをすべての学生に提供する「包括的學生支援システム（CSSS；Comprehensive Student Support System）」として知られる協働的で体系的な改革を開始した。時宜にかなない適切な支援をすべての学生に推進するのは、学生、教員、家族そして政府機関が共に働き、思いやりと協力的な関係の共同体であるCSSSコミュニティである。学校組織の目標は、安全で思いやりをもってはぐくまれ、そして規則的な指導と学習環境の中で学習体験を提供することである。

(b) 教育省の輸送機関で、または学校所有地内外での教育省が後援する活動で、礼儀正しく、責任感のある、差別的でない、安全で、倫理的な態度で振舞うことはすべての学生の責任である。教育省は学校全体の規律への率先したシステムの取り組みの設立を支持する。

(c) しかしながら、学生の行動が州または地域法の既定方針、規則、または教育省の規定に違反するとき、本章に従って教育省は適切な懲罰を処置する。学校によって施行される懲罰の目的は：

- (1) 安全で確かな教育環境を維持し、促進する；
- (2) 教育過程と自己開発に有益で適切な行動を教え、承認する；
- (3) 教育目的を妨げる、または自己破壊的、自滅的、反社会的な行為から学生を遠ざけ；そして
- (4) 教育的な活動と責任が不断に続くことを保証するための適切な学生行為を維持する。
- (5) 保護を受ける階層を基にした学生に対するいかなる差別（違法な差別を含む）、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめを止める。

(d) 教育省が後援または承認する学校行事、活動、機能を執り行うまたは参加する教育従事者、または教育的機能の遂行に従事する雇用者は、学生から彼らに対する不当な混乱と無秩序の脅威、あるいは暴力、またはその両方の行為から自由であることが正当に期待される。

(e) 本章で取り上げた懲罰に加え、本章の条項により、破壊行為または過失には賠償が発生する。賠償の目的は破壊行為と過失を阻止し、破壊行為や過失により破損する公共財産の費用の回復を確実にすることである。

(f) 時には警察官による学生への事情聴取や、または拘留が必要である。また本章は授業に出席する学生の権利と権益を保護し、自らの義務を遂行する警察官と協力し、学校環境を保持し、教職員の責任を詳述することを意図する。
[Eff 9/1/82; am 5/23/86; am and comp 7/19/93; am and comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; am and comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: ハワイ州憲法 Art. X, §3; HRS §§302A-1101, 302A-1112)

§8-19-2 定義。本章では以下のように用いられる：

「暴言」とは、口述で不適切に用いられた言葉を意味し、悪態、中傷、冒瀆を含むが、それらに制限されない。

「襲撃」とは、故意に、意図的に、無謀に、または過失で、危険な道具を使い、または使わずに、身体的に重傷もしくは損傷を他者に負わせることを意味する。

「いじめ」は、学生が他の保護を受ける階層の立場の学生を含むある学生を精神的もしくは身体的な害を与える、屈辱を与える、または怖がらせる記述、口述、図像、または物理的な行為と行動を意味する。その行為が他の学生に対してつくりだす威嚇的で脅迫的または虐待的な教育環境が十分に過酷で、持続的で、蔓延している。

「住居侵入窃盗」は、教育省が所有または運用する建造物に、学校所有物が学校に設置した他の所有物または人に対し犯罪を犯す意図をもって、学校に無許可で侵入する、または残留することを意味する。

「児童福祉事業」は、ハワイ州社会福祉の児童福祉事業を意味する。

「公民権コンプライアンス支局」は教育省内の団体で、本章で記述している差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめの苦情を監視し、調査を行う責任がある。

「授業放棄」は学生が授業を無断で欠席することを意味する。

「複合地域責任者」は複合地域とそこにある学校の複合施設の最高責任者を意味する。

「禁制品」は、生産または所持が不法である他に、地域の学校規則で定義され、過去に学校の敷地内で身体的損傷または学校運営を妨げたことがあり、所持が禁止されている所有物を意味する。

「規制物質」はハワイ修正法第三二九章の第Iから第Vで定義される薬物または物質を意味する。

「学生の矯正と会議」は、学生が管理者、教師、または親と会い、適切な行動に対する指示を受けることを意味する。

「緊急退去」とは、非常時に学校から学生の即座の退去を意味する。学生の行為が学生自身もしくは他者の身体上の安全にあきらかな脅威を示し、また学生が非常に破壊的であるため、他の学生の有する過度の混乱のない教育を追求する権利を保つために、学生のただちの退去が必要とされる。

「ネットいじめ」は学生が電子的手段、例えば、インターネット、携帯電話、またはワイヤレスの携帯端末を別の学生か教育省の職員に対し使い、精神的もしくは身体的な害を他の学生または学校職員に引き起こし、威嚇的で脅迫的または虐待的な教育環境が以下の場所で、十分に過酷で、持続的で、蔓延している事を意味する。ネットいじめは以下の場合に起こりうる：

- (1) 校内、または他の教育省の施設、教育省の輸送機関、または学校内外で教育省が後援する活動または行事；
- (2) その行為が教育環境に影響を与える場合、教育省に通信の許可を得ず、教育省のデータシステムを通じて；または

(3) 校外のネットワークを通じて行う。

さらに、ネットいじめはその人の保護を受ける階層を基にしている場合も含み、その人の人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性同一性、性別表現、年齢、国籍、祖先、障害、容姿および身体的特徴、並びに社会経済的地位を含むがこれに限らない。

「危険な器具または物質」とは、有生か無生物かにかかわらず、その使用または使用目的が、死または身体的損傷を発生させることができることが知られている爆発物、器具、物質または化学物質を意味する。そのようなアイテムの例は、ナイフ、パイプ爆弾装置、花火、唐辛子スプレー、こん棒、棒や手裏剣などのマーシャル・アーツの器具が含まれるが、それに制限されない。また無生物のものとしては、脅迫的な方法で人に向けて振り回し、身体的損傷を引き起こしたり脅すことのできるパイプ、棒、野球用バットがある。

「危険な武器」とは、身体的損傷か死を与えることを唯一の目的として設計された器具を意味する。このような器具の例としては短刀、短剣、バタフライナイフ、飛出しナイフ、自在こん棒、スラッグショット、こん棒、金属製のナックル、または他の身体的損傷か死を与える武器が含まれるが、それに制限されない。

「省」とは教育省を指す。

「居残り」は、学生の違反行為に因る懲罰の形として、学校職員による定則がある場合はそれに従い、学校での教育的または他の活動が必要な学生を教育の時間外に学校内に引き止めることを意味する。

「懲罰的転校」は学生が8-19-6節の違反行為の結果、通っている学校から移動することを意味する。懲罰的転校は、地理的例外を許可する目的がもはや当てはまらない状況で、表題八第十三章に従う地理的例外の取り消しにかかわる事例を含まない。

「差別」は教育省管理の教育プログラムや活動への参加から学生を排除する、もしくは参加する恩恵を否定する、または保護を受ける階層に基づいて別の方法で学生に違う扱いをすることを意味する。

「退学」は学年の残り、もしくは銃火器違反の場合は少なくとも一暦年間ハワイの公立学校からの学生の退去を意味する。

「無秩序な行為」とは学校内で、または他の教育省の建物、教育省の輸送手段、または学校の内外を問わず、教育省が後援する活動または行事での以下の行動または活動を意味する。

- (1) 争いまたは恐喝、または叫ぶ、金切り声を出すことなどの乱暴でまたは騒々しい行動を行う、または両方；
- (2) 通常の学校運営に支障をきたすような不必要な騒音を立てる；
- (3) 暴力的な反応を引き起こすであろう、あらゆる不快で下品な発声、身振り、表示、または居合わせた人への暴言；
- (4) 許可やライセンスで認められていない行為によって、危険、または身体的に不快な状態をつくる；
- (5) 物乞いや勧誘またはその他の援助の目的のため、公立学校のいずれの人をも妨害する、または妨げること；または

- (6) 合意の上での性行為、または合意の上での身体の一部の接触、またはその両方を含むが、その限りではない不適切な身体的接触。

「麻薬道具」はこの章に違反し規制物質を、植え付け、収穫、製造、格納、收容、隠匿、注入、摂取、吸入、または別の方法で人体へ取り入れるために使用する、使用を意図とした、または使用するために設計された、あらゆる種類の器具、製品、もしくは素材、またはその組み合わせも意味する。以下を含むが、これに制限されない：

- (1) 規制された麻薬の準備、処理、混合、格納、または隠匿するために使用する、使用を意図とした、または使用するために設計された、キット、装置、器具、種を取り除く道具、バランススケール、ミキサー、ボウル、容器、スプーン、カプセル、風船、封筒等；
- (2) 人体に規制麻薬を注射する為に使用する、または使用を意図とした、または使用するために設計された注射器、針、その他の物；
- (3) マリファナ、コカイン、ハシシ、またはハシシオイル、またはメタンフェタミン、またはタンパク同化ステロイドの、摂取、吸引または他の方法で人体へに取り込むために使用する、または使用を意図した、もしくは使用するよう設計された以下の物：
 - (A) 金属、木、ガラス、アクリル、石、プラスチック、またはセラミック製のパイプ、水パイプ、喫煙や気化用マスク、わにぐちクリップ。これらは手に持つには小さすぎる、または短くなりすぎたマリファナやタバコなどの素材を燃焼させる際に使われるものを意味する；
 - (B) 小さなコカイン用スプーン、コカイン用の小瓶、マリファナ用水ギセル、アイスパイプまたは冷却機；そして
 - (C) ハワイ修正法（HRS）第329-1条に記載され、定義される他のあらゆる麻薬道具。

「教育従事者」とは、管理者、専門家、カウンセラー、教師、教育省の被雇用者、または学校のプログラム、活動、教育省が後援する、または承認する職務のボランティア、または教育省に契約ベースで雇用され教育的な機能の実行に従事している人を意味する。

「恐喝」とは、以下に示す人によって遂行された行為を意味する：

- (1) 人から財産やサービスを奪う意図で、以下の行動や言葉で脅かし、他者の所有物やサービスを手に入れる、または支配を及ぼす：
 - (A) 将来、脅しを受けた人、またいかなる他者に身体的損傷をもたらす；
 - (B) 財産への損傷をもたらす；
 - (C) 脅しを受けた人、あるいはあらゆる他者を身体的な監禁や拘束にさらす；
 - (D) 人に対する憎悪、侮蔑、嘲笑を意図した、または他者の信用や仕事の評判を傷つけるために秘密を暴く、または正しいかどうかにか

- かかわらず、事実だと主張したことを公にする；
- (E) 脅しを受けた人、またいずれの他者が、隠そうとしたいかなる情報の暴露；
 - (F) 提供された情報の証言、または他者の法的要求や弁護に関する証言や情報を抑える；
 - (G) 公務員として行動をとる、または差し控える、または公務員にそのような行動をとらせる、または差し控えさせること；
 - (H) 学生が代表を主張するグループの利益として要求しない、あるいは受領しない財産を獲得するためにストライキ、ボイコットまたは同様の集団行動を起こす、または続ける；または
 - (I) 本来それ自体は実質的に行動に関わった人の利益にならないが、ある人の健康、安全、教育、ビジネス、使命、キャリア、財政状態、評判、または個人的な人間関係に、故意に実質的な危害を加えるあらゆる他の行動をとる；

(2) この定義の(A)項から(I)項に明記されているいずれの行為を行う目的で、言葉または行動を用いて脅すことにより、他者が法的に棄権する権利を持つもつ行為に従事するよう、または従事する権利を持つ行動を棄権するよう、強制するか、または誘導する；または

(3) 信用取引の拡張をする、または融資をする、または法外な方法で信用取引の拡張をする。

「喧嘩」とは怒りや敵意で身体的接触を引き起こす扇動または挑発を意味する。喧嘩には以下のものを含むが、またこれに制限されない：

- (1) 相互に怒りや敵意を伴う身体的接触；
- (2) 他者をからかう、嫌がらせ、脅迫する、または威圧した結果、怒りや敵意を伴う身体的接触；
- (3) からかい、嫌がらせ、脅し、または威嚇する行動に対し身体的に報復する、口述で扇動する；または
- (4) 態度と奨励で身体的に喧嘩を支援する。

「銃器」とは：

- (1) スタート合図用ピストル、ショットガン、またはBB銃、ペレット銃、ペイントボール銃を含む空気銃、またはクロスボウ、または発射体を発射できるように、またはするために簡単な改造を加えたその他の器具およびあらゆる武器を含むが、これに制限されない；
- (2) いかなる武器の枠やレシーバ；
- (3) いかなる銃砲マフラや銃砲消音器；または
- (4) いかなる破壊装置。「破壊装置」とは以下を意味する：
 - (A) いかなる爆発性、焼夷性、または毒ガスの：

- (i) 爆弾；
- (ii) 手榴弾；

- (iii) 推進装薬付ロケット；
- (iv) 爆発物または焼夷弾を装填したミサイル；
- (v) 地雷；または
- (vi) 前節で説明された装置のいずれかと同様の装置；
- (B) 発射体を排出できる、または排出するために簡易な改造を加えたいかなるタイプの武器を含むが、爆発または推進薬によって発射体を排出する武器に制限されない；または
- (C) 上記で説明されたいずれかの装置を使用するために設計された、または使用を意図して改造されたいずれの組み合わせ、そして簡易に組み立てられる破壊装置。

「偽造」とは：

- (1) 学生が書類に自身の名前以外の氏名を署名する；または
- (2) 資金集めやスポーツイベントのチケットなどの違法な製造や模造。

「賭博」とは、競争の結果、または合意と理解の上で、人による管理ではない、または影響されない、将来の偶然の出来事で何か価値のあるものを賭け、または危険にさらし、その人かまた別の人がある出来事の結果として価値のあるものを受け取れることをいう。賭博は、将来の日付の証券や商品の購買または販売の契約、そして偶然の出来事が起因した生命、健康、または災害保険の契約または保証等の損失補償への同意契約等の正当な法の契約の下での有効な商取引を含まない。

「性別表現」はある人が行動、衣服、髪型、活動、声、癖を通じて他者に性別を示す、または述べることが多い。

「性同一性」とは、性別関係の識別がその人の生理または出生時の性別の割り当てと違うかどうかにかかわらず、人が内から深く感じる男性、女性、またはその他を意味する。誰もが性同一性がある。

「嫌がらせ」とは、学生に対する書面、口述、または身体的ないかなる脅迫的、侮辱的、または攻撃的な行為を意味し、保護を受ける階層の立場の学生を含むある学生に対する直接的なものを意味する。嫌がらせの行為は以下の影響があるものでなければならない：

- (1) 人や財産に害を与えるという合理的な不安を学生に与える；
- (2) 学生の成績、機会、または恩恵に支障をきたす；または
- (3) 学校の秩序ある運営を妨害する。

「しごき」とは、学内または他の教育省の建物、教育省の交通手段、または学校の内外を問わず教育省が後援する活動や行事における、学生組織や活動へ加入する際の行為や方法で、故意にまたは無謀に、いかなる学生の身体的または精神的な健康を危険にさらすことを意味する。そのような行為は、鞭打ち、殴打する、格付けをする、柔軟体操の無理強い、悪天候にさらす、いずれの食べ物、酒、飲料、ドラッグやその他の物質を強制的に消費させる、公然わいせつやその他の処遇、またはいかなる学生の精神的、または身体的、またはその両方に、および安全に悪影響を与えるような他のいかなる身体的な活動、もしくは休息や睡

眠を奪う、孤立させる、または個人的な屈辱を与える等、極端な精神的ストレスを学生に与えることを含むが、それに制限されない。

「強奪」とは、脅かし、または脅威を感じさせ、他者から奪い取ることを意味する。

「殺人」は、他者の死を引き起こすことを意味する。

「インターネットの資料と設備の、不適切、疑わしい、またはその両方の使用」は、教育省の州および学校レベルの技術ガイドラインに、学生が違反していることを意味する。教育省のコンピューターとネットワーク資源の不適切または疑わしい使用の例には、フィルターを回避する、または無効にする、ギャンブルソフトウェア、音楽の共有ソフト、または性的に露骨な写真と画像等、教育省の使命や目的を支援しないものを含むが、それに制限されない。

「違法医薬品」は、ハワイ修正法第329条、ハワイ修正法第IV部第712条で禁止されている、物質、その所有、分配、摂取、製造、使用、販売、または配送を意味する。

「即時介入」は、人種、性的、または障害者差別、ハラスメント、またはいじめを含むハラスメントまたはいじめの可能性から生徒を守るために、必要に応じて被害届を出した人/被害者または訴状で関与した相手方のいずれかまたは両者に対して、訴状を受け取ってからできるだけ速やかに、遅くとも七十二時間以内に、個別のサービスを提供することを意味する。即時介入の例は調査の前に、または調査の開始を待つ間に提供される場合がある。調査の開始を待つ間の即時介入には、カウンセリング、時間の延長やその他コース関係の調整、仕事や授業のスケジュール変更、校内の護衛サービス、当事者間の接触禁止、休暇・休職、セキュリティ強化や校内の特定領域の監視強化、その他同様の便宜を含むことができる。即時介入は、訴状を受け取り、— 調査、懲罰、救済の結果が決定する前に、教育省によってケース・バイ・ケースや暫定的に置くことができる。これらの対策は被害届を出した人/被害者の教育経験を守り、すべての当事者や広範な教育省コミュニティの安全を確保し、調査や解決プロセスの整合性を保ち、報復を抑止するために開始される。即時介入は調査のあらゆる段階を通して利用できる。追加情報が集められるにつれて、修正されたり取り下げられたりする場合もある。

「学生の問題行動に関連する個別指導」は、懲罰処分の結果、学生が明確に学生の問題行動に関連する個別指導を受けることを意味する。個別指導の例は行動支援プランの開発と実施、行動契約またはソーシャルスキルトレーニングの展開、またはこれらの組み合わせを含むが、それに制限されない。

「反抗」は、教員、職員、または教育省の被雇用者が与える権利のある命令に、従うことへの拒否あるいは無視を意味する。

「校内謹慎処分」は、懲罰の目的で学生が学校のプログラムから一時的に外されるが、作業指導を終了するため教職員の直接の管理下に残ることを意味する。

「暫定的な教育的代替措置」または「IAES」は、停学であったか、もし

くは懲罰のため現在の教育的な配置から外されていた学生が、一般教育カリキュラムに参加し、学生のIEPで設定された目標達成に向けて進むために、教育的なサービスを受け続けることを可能にする一時的な配置を意味する。

「中毒薬物使用」は正常な身体的または精神的機能に支障をきたすいずれの物質の使用を意味し、アルコールを含むがそれに制限されない。

「レーザーペン/ポインタ」は狙った場所のいかなる表面にも点を表示する明るいレーザー光線を放つ装置であり、教育省でその目的または使用を認可されていない。認可されない場合、その所有や使用は学校内や教育省の建物、教育省の交通手段で、または学校の内外を問わず教育省が後援する活動や行事で禁止される。

「無許可の退出」は、最初に学校の職員から許可を得ずに学校の施設、または教育省の施設、または教育省のプログラムから離れることを意味する。

「軽度の問題行動」は表れる頻度が低く、短期間の関与、そして重大な害につながらない行動を意味する。

「郵送」や「郵送された」は書類が次の手段で送られることを意味する。

- (1) 普通郵便；
- (2) 配達証明郵便；または、
- (3) 受領通知を要求する書留郵便物。

「ささいな問題行動」は、軽度の問題行動の実際行動を意味するが、以下に制限されない。

- (1) 「挑戦／軽蔑／不承諾」は、大人の要求に対し学生が短期間または軽度の不履行に及ぶことを意味する；
- (2) 「中断」は、学生が軽度の、そして不適当な中断に及ぶことを意味する；
- (3) 「服装規定違反」は、学生が学校によって定義された服装規定ガイドラインにない衣服を着ることを意味する；
- (4) 「不適当な言語」は、学生が不適当な言語の軽度の事例に関与することを意味する；
- (5) 「身体的接触」は、学生が重大ではない、不適当な身体的接触に及ぶことを意味する；
- (6) 「所有物の誤用」は、学生が所有物の軽度な誤用に関与することを意味する；
- (7) 「遅刻」は、学生が学校が始まった後に学校に着く、または授業が始まった後に教室に着く、またはその両方を意味する。

「怠慢」は、同様の状況において分別のある慎重な人が払うであろう配慮を怠ることを意味し、その結果人に害を与える、または教科書、設備、あるいは供給品を紛失する、破損する、折損する、損傷することを意味する。

「親」とは学生の自然な、法的な親、法的後見人または他の法的親権保持者を意味する。18歳以上の学生に関しては、すべての親権が学生に移される。ただし、自然な、法的な親、法的後見人または他の法的親権保持者がその学生の法

的な意思決定の権利を得た場合を除く。

「物的損害」または「破壊」の意味は：

- (1) 学校または他者の所有物を破損する；
- (2) 学校の所有物あるいは施設を破壊する、または損う；または
- (3) 教材、計画手帳、識別用名前札、または食券の破壊あるいは改ざん等、しかしこれに制限されない。

本章の目的の「保護を受ける階層／基盤」は、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性同一性、性別表現、年齢、国籍、祖先、障害、容姿および身体的特徴、並びに社会経済的地位を含む。

「救済」は、教育経験を守り、全学生と広範な教育省コミュニティの安全を確保する調査結果において提供される個別のサービスである。学生に対する救済は、学習スケジュールとコースワークの調整、医療および心理的支援サービスの提供を含むが、それに制限されない。

「警報の偽装」は、学生が偽って火災報知器を鳴らしたり、その他の緊急警報を、生命や財産の危険に関する緊急事態を扱う公的なまたは自警の消防署、いずれの政府機関または公共機関へ、もしくはその内部で通報することを意味する。

「賠償」は学生の怠慢か破壊行為の結果として喪失、損害、折損、または破壊された公立学校の所有物の適正な価値を、金銭で、または通貨以外での返済を教育省、またはハワイ州にすることを意味する。

「報復」とは、保護された活動に関与したため、学生に対する逆の行動を意味する。保護された活動は差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめの苦情を申し立てる、または差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめの苦情または調査手続きに参加する、本章に基づく権利について尋ねる、あるいはその他本章で対象になる行為に対立することが含まれる。不利な行動はこの規制の下で、苦情を申し立てる、または苦情を支援する合理的な人間をやめさせるであろういかなる行動である。実力行使または報復は、誠実に関与していた保護された活動があるとき、禁止される。

「強盗」とは、窃盗、または強奪を遂行中に学生が以下を行うことを意味する：

- (1) 他者の殺害を試みる、重傷を負わせる、または負わせようと試みる；または
- (2) 凶器を伴い、または伴わない：
 - (A) 所有者の身体的な抵抗や身体的な抵抗力に打ち勝つ意図をもっている人に対してふるう暴力；
 - (B) 財産を盗ることまたは盗って逃避するために、その場に居合わせた人に黙認を余儀なくさせる意図で、直接暴力を行使するという脅迫；または
 - (C) 他者に重傷を負わせる。

「学校」または「公立学校」とは、州法にしたがい、教育省によって創立され、または維持される、すべての学校教育の、そして大学の類ではない学校を意味する。

「学校図書」とは図書館と教科書を意味する。

「学校職員」はいずれの管理者、専門家、カウンセラー、教師、学校のセキュリティ、または他の教育省の被雇用者で学生の指揮に責任がある者を意味する。業務を提供する個人は含まない。

「学校関連の犯罪」は、学校所有物に関与した犯罪、または学校内で、または他の教育省の建物、教育省の交通手段で、または学校の内外を問わず教育省が後援する活動や行事での行われた犯罪を意味する。

「校則」は学校により確立された全校に施行される規則を意味する。

「学校職員」とはいずれの教員、職員、または他の教育省の被雇用者を意味する。

「搜索」とは、学生に禁止されている製品を自発的に放棄する要求をし、学生がそれを拒否し、それを信じる相当の理由があった後に、学生が法あるいは本章で禁止された条項に違反した合理的根拠がある場合、または違法医薬品、凶器、危険な器具、銃器、またはその組み合わせによる健康や安全性の問題がある場合は、学校職員が財布、ファニーパック、バックパック、ジャケット、靴、靴下、またはいずれの上着を含むが、それに限らない内容物や所有物を調べる事を意味する。

「押収」は、搜索の間に発見される禁制品の所有権を得ることを意味する。

「重大な懲罰」とは、退学、懲罰的転校、緊急退去、そして十日を越える停学、または緊急退去と停学の合計が一学期に十日を越えることになる場合を含む懲罰処分を意味する。

「性的暴行」は知人か見知らぬ人かにかかわらず、ある人に対して性的性質の望まれていない身体的接触を行った行動を意味する。そのような接触は、その人の同意を得ずに発生した場合、またはその人が無能力にされた場合、またはその他同意を与えることができない場合に望まれないものとする。同意は性的接触の形態に合意して関与することの肯定的、意識的、および自発的な同意を意味する。学生が性的暴行の対象であり、同意年齢未満の場合は、同意が与えられなかったと見なされる。性的暴行は性的嫌がらせの一形態である。

「性的搾取」は他者の性的プライバシーの侵害であり、そのような行為が性的暴行にならないとき他者の同意なしに性的利益を不当にまたは虐待的に得ることを意味する。同意は性的接触の形態に合意して関与することの肯定的、意識的、および自発的な同意を意味する。学生が性的搾取の対象であり、同意年齢未満の場合は、同意が与えられなかったと見なされる。性的搾取は性的嫌がらせの一形態である。

「性的嫌がらせ」は対象者の性のために、個人に向けられた性的性質の望まれない、歓迎されない、または押しつけがましいあらゆる口述または身体的行為である。性的嫌がらせは、対象者への行動の提案または拒否が、学生の教育または教育省のプログラム、活動、またはサービスへの参加の明示的・黙示的な規定または条件のいずれかである場合、または対象者への行動の提案または拒否が、

学生の教育または教育省のプログラム、活動、またはサービスへの参加に影響を与える決定材料として使われた場合、性的好意または性的な誘惑に対する要求を含めることができる。性的嫌がらせは性的な不正行為、歓迎されない性的な誘惑、性的好意に対する要求、またはその他言語、非言語、あるいは性的性質の身体的接触に対する要求も含むがそれに制限されない。性的性質の接触、性的な発言、冗談、ジェスチャー、落書き、表示、配信、または性的表現が露骨な図面、写真、資料、または学生を性的な意味合いの名前で呼ぶ、性的なうわさを流す、性的活動を評価する、あるいは性的性質のEメールかウェブサイトを循環、表示、あるいは作成するなどの好意を含めることができる。性的搾取と性的暴行も性的嫌がらせの定義に該当する。

「性的指向」は他者の性別を基にして他の人に対する人の感情と性的魅力を意味する。性的指向を表現する一般用語は異性愛、ゲイ、レズビアン、両性愛を含むが、それに制限されない。性的指向と性同一性は異なる。

「喫煙」または「タバコの使用」は、学校内や教育省の建物、教育省の交通手段で、または学校の内外を問わず教育省が後援する活動や行事でのタバコ製品の所有、使用、販売または分配を意味する。

「ストーカー」は特定の人に向けられた望まれていない2つ以上の行動で、身体的、感情的、精神的な恐れを抱かせるほど深刻な行動を意味する。

「裸にしての身体検査」は性器、女性の胸、下着またはその組み合わせをさらすことになる脱衣を必要とする搜索を意味する。

「停学」は学年の間の特定の期間の学校からの除外を意味する。

「飛出しナイフ」は自動的に開く刃を持っているいずれのナイフも意味する：

- (1) 手の圧力でボタン、またはナイフのハンドルに相当する装置を押す、または
- (2) 慣性または重力またはその両方の作用による。

「暴力的脅威」とは：

- (1) 他者への肉体損傷または、他者の所有物への重大な破損を引き起こすという、言葉や行為による脅し；
- (2) 故意、または過失により、建物、集合の場所、公共の輸送機関施設からの避難を生じるであろう危険要素を尊重しないこと；または
- (3) 銃や武器に「類似」したものを示す。

「窃盗」とは以下を意味する：

- (1) 他者の所有物を手に入れる、または支配を及ぼす、もしくはその人から所有物を奪う；
- (2) 人から所有物を騙し取るまたは奪い取ることによって他者の所有物を手にする、または支配を及ぼす；

- (3) 喪失した、置き忘れた、または所有物の量、受取人の身分証明、またはその他の事実に関る間違いにより、届けられた他者の所有物を手に入れ、または支配を及ぼし、そして所有者からその所有物を奪う意図を持って、所有者を見つけ通知する適当な手段を取らない；
- (4) 代償によってのみ利用可能と知られているサービスを、そのサービスの支払いを避けるために、詐欺、偽の代用貨幣によって得る；
- (5) 権利を与えられていない他者のサービスの処理を支配し、それらのサービスを自分の利益に、またはその権利を与えられていない人に転換する；
- (6) 以下に述べる、資金の必要な処理の不履行：
 - (A) 定められた支払いまたはその他の処理を済ませるために、所有物、売却代金、または当量に保留されたその人の所有物であるかにかかわらず、契約書に記載されたいずれの人物から、または周知の法的義務に従って資産を入手し、その人自身の所有物のように扱い、支払いや処理を済ませないこと；または
 - (B) 支払いまたは雇用者の口座上の第三者にその他の資金の処理をするために、契約書もしくは周知の法的義務に従って被雇用者から個人的にサービスを受け、故意に適当な時期の支払いまたは処理をしない；
- (7) 所有者から奪う意図を持って、盗まれたものだということを知りながら他者の所有物を受領する、保有する、または処理する；または
- (8) 万引きする：
 - (A) 騙し取る意図をもって、いずれの教育省の店舗、または教育省の小売店の商品または品物を隠す、また所持する；
 - (B) 騙し取る意図をもって、いずれの教育省の店舗、または教育省の小売店の商品または品物に記された値札もしくは他の価格表示を改ざんする；または
 - (C) 騙し取る意図をもって、いずれの教育省の店舗、または教育省の小売店の商品または品物を一つの容器から別の容器に移し替える。

「不法侵入」とは、学校当局または警察官の妥当な警告または要求の後、いずれの学校の建物または教育省の施設に侵入するまたは残留することを意味する。

「無断欠席」とは、学生が授業または学校を校長や被指名人からの許可なしで休むことを意味する。 [Eff 9/1/82; am 5/23/86; am and comp 7/19/93; am and comp 5/19/97; am and comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; am and comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: ハワイ州憲法 Art. X, §3; HRS §§302A-101, 302A-1101, 302A-1112, 302A-1134, 302A-1134.5)

§8-19-3 適応性。 (a) 学期中の学校の運営時間外は、寮生の場合は学校によ

って作成され親もしくは法廷後見人に承諾書によって同意された寮の規則に従うものとし、その本章の条項は通常の学年度、夏季講座、または学年にかかわらず学期と学期の間の公立の学校のすべての在籍生徒に適用される。

(b) 障害がある学生のためのハワイ管理規定は、それらの章に従う特殊教育か他のサービスを受ける資格がある学生の規律に適用される。

(c) 第二節における校長もしくは被指名人についての言及は、夏季学校における規律の便宜上、夏季学校校長を含むと解釈されるものとする。本章の学年度の参照は、夏季学校が適用されるときはいつも、夏季講座を意味すると解釈されるものとする。

(d) 学期と学期の間そして夏季学校における規則は第三節に準拠するものとする。学年度を延長し、その間に特殊教育サービスを受ける学生の規則は、障害のある学生のためのハワイ管理規定の第二節、ガイドライン、要件に準拠するものとする。

(e) すべての学生関連の管理行動と報告について、第八-三四章が適用されるものとする。加えて、特殊教育サービスを受ける学生に関して、障害学生のハワイ管理規定が有効であるとする。

(f) 本章にのっとる以外の、停学、重大な懲罰、または破壊行為あるいは過失への賠償に関連する措置はないものとする。

(g) 警察による学生の事情聴取、逮捕、または両方に関連するすべての件は本章に従って管理されるものとする。

(h) 大人による学生の保護を受ける階層を基にした学生に対する行動については、ガイドダンス第8章～第89章を参照のこと。[Eff 9/1/82; am 5/23/86; am and comp 7/19/93; am and comp 5/19/97; am and comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; am and comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: ハワイ州憲法 Art. X, §3; HRS 302A-1101)

§8-19-4 可分性。本章のいずれの規定またはその適用が、いずれの人物や状況に無効とされた場合、その無効性は、その無効な規定または適用なしで有効とされるその章の他の規定には影響せず、この章の最終まで規定は可分である。[Eff 5/23/86; comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; comp 9/10/09] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: HRS §302A-1112)

§8-19-4.1 学生のプライバシーの権利。(a) 苦情、調査、報告に関する情報の機密は守られ、調査と意思決定プロセスを終えるために必要な適切な個人のみと共有される。

(b) 学生についての特定できる情報はその学生の親もしくは法廷後見人への通知なしに開示されることはない。

(c) 調査記録は教育記録とは別に教育省によって保持される。[Eff NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A- 1112) (Imp: HRS §§302A-1101, 302A-1112)

第二節

学生の学年度内の違反行為と懲罰

§8-19-5 懲罰処分；職権。(a) 十授業日を超えた停学、または一学期に合計して十授業日を超える学生の停学、懲罰的転校、退学、または緊急退去の延長は複合地域担当責任者によって承認されるものとする。

(b) 緊急退去または十授業日までの停学は学校長または被指名人によって承認されることができる。

(c) 懲罰処分の決定において、学校長または被指名人は違反者の意図、違反行為の本質と重要性、行為が個人的またはギャングのような個人グループで遂行されたかどうか、違反者の年齢、そして違反者が再犯者であるかどうかを含む他の学生への違反行為の衝撃を考慮するものとする。 [Eff 9/1/82; ren §8-19-4, 5/23/86; am and comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp] (Auth: HRS §§302A-1112, 302A-1002) (Imp: HRS §§302A-1112, 302A-1002)

§8-19-6 禁止された学生の行為；教室での違反行為。(a) 学校内や教育省の建物、教育省の交通手段で、または学校の内外を問わず教育省が後援する活動や行事における、以下の禁止された行為は公立学校機構のすべての学生に適応する。

(1) A級違反行為：

- (A) 襲撃；
- (B) いじめ（9～12学年の学生に対して）；
- (C) 住居侵入窃盗；
- (D) ネットいじめ（9～12学年の学生に対して）；
- (E) 危険な器具または物質の所有または使用；
- (F) 危険な武器の所有または使用；
- (G) 麻薬道具；所有、使用または販売；
- (H) 恐喝；
- (I) 喧嘩；
- (J) 銃器の所有または使用；
- (K) ハラスメント（9～12学年の学生に対して）；
- (L) 殺人；
- (M) 違法薬物の所有、使用または販売；
- (N) 中毒物質の所有、使用または販売；
- (O) 所有物の損壊または破壊行為；
- (P) 強奪；
- (Q) 性的違反行為；

- (R) 暴力的脅迫；
 - (S) 性的嫌がらせ（5～12学年の学生に対して）；
 - (T) ストーカー行為；または
 - (U) テロの脅威。
- (2) B級違反行為：
- (A) いじめ（K～8学年の学生に対して）；
 - (B) ネットいじめ（K～8学年の学生に対して）；
 - (C) 差別；
 - (D) 無秩序な行為；
 - (E) 警報の偽装；
 - (F) 偽造；
 - (G) 賭け事；
 - (H) ハラスメント（K～8学年の学生に対して）；
 - (I) しごき；
 - (J) インターネット教材または器具または両方の、不適切または疑わしい使用；
 - (K) 報復；
 - (L) 性的嫌がらせ（K～4学年の学生に対して）；
 - (M) 窃盗；または
 - (N) 不法侵入。
- (3) C級違反行為：
- (A) 暴言；
 - (B) 授業放棄；
 - (C) 不服従；
 - (D) レーザーペン／レーザーポインターの所有または使用；
 - (E) 無許可の退出；
 - (F) タバコ物質の喫煙または使用；または
 - (G) 無断欠席。
- (4) D級違反行為：
- (A) 禁制物；の所有または使用；
 - (B) ささいな違反行動；または
 - (C) その他の学校規則。
 - (i) 校則によって規定されるまたは禁止されるいずれの他の行為。個々の校則は発行され、または学校事務局において点検を受け、この節のA級からD級の禁止された行為について学生、学校のスタッフ、および親に知らせるものとする。
 - (ii) いずれの各学校規則におけるD級違反行為に対しては重大な懲罰に達する懲罰処分を課さないものとする。
- (b) 銃器を所有するいずれの学生は少なくとも一暦年の期間、学校から退

去させられる。銃器の所有または使用は、運動部、クラブ、あるいは予備役将校補訓練隊（JROTC）の射撃プログラム、射撃の技量トレーニング、教育、および競技への参加のため以外は、学校内や教育省の建物、教育省の交通手段で、または学校の内外を問わず教育省が後援する活動や行事で禁止される。時と場合によって、最高責任者または被指名人は銃器の所有が発覚した学生の退去を変更することもある。学生が学校から退去となった場合、8-19-11節で示されるように、代替教育活動または他の適切な支援が当該学生に提供される。

(c) 危険な武器、飛出しナイフまたは不適切に使用されるいずれのナイフ、中毒物質、または違法薬物を就学中に所有、販売、または使用するいずれの学生は通っている学校から最長九十二授業日の間退去させられることもある。学校または学校内や他の教育省の建物、教育省の交通手段で、または学校の内外を問わず教育省が後援する活動や行事で催された活動に出席する前に、中毒物質または違法薬物を消費または使用した、または明らかにその影響があるように見えるいずれの学生は最長九十二授業日、出席している学校から退去されられることもあり、また学校はハワイ修正法第302A-1134.6(f)節に順じて薬物乱用査定を学生に受けさせる必要があるかどうかを決定するため、薬物使用スクリーニング・ツールを施行する。学校管理者は本章に関する条項に従って、報告された事件の調査を行い、懲罰処分について親に知らせるものとする。加えて、学校管理者は学生が訓練を受けた検査官によって検査されるよう手配するものとする。指定された検査官は学生と共に結果をまとめて、結果について学校管理者に知らせる。学校管理者は次に、検査結果、法の早期回復条項を家族に知らせ、薬物乱用査定を行う医療保険代理店の連絡先リストを提供するものとする。検査の期間中、学生の薬物使用問題としての危険度が低い、高い、あるいはとても高いかを決定するために学生は一連の質問を尋ねられる。検査のインタビューの結果が危険性が高い、または非常に高いを示すと、学生は正式な薬物乱用査定が適応される。正式な薬物乱用査定は、薬物乱用問題が存在するかどうか決定づける専門の臨床的意見を提供し、そして薬物乱用問題があれば治療法についての提案をする。薬物乱用査定が適応されるなら、医療保険を有する学生は彼らの医療保険保持者に連絡し、診察の予約をとるよう求められる。薬物乱用査定を提供できる専門家は、公認薬物乱用カウンセラー（CSAC）、精神科医、上級正看護婦（APRN）、心理学者、および認可された臨床のソーシャルワーカーを含む。学校長または被指名人は一から十授業日の停学を承認できる。複合地域責任者は十授業日を越える停学を承認できる。この裁量の実行と懲罰処分の決定において、学校長または被指名人は違反行為の本質と重要性、他の学生に与える違反行為の衝撃、違反者の年齢、そして違反者が再犯者であるかどうかを考慮するものとする。学生が出席している学校から退去させられる場合、学校長または被指名人は、代替教育活動または他の適切な支援が提供されること、そして妥当な場合は適切な学校職員と協議の上、もしくは障害学生のためのハワイ管理規定に従い、学校長と被指名人の決定として、学生に適切な介入、治療サービスを紹介することを確実にする。

(d) 幼稚園から12学年までの学年における違反に対し、本章のもとで制定

された手順に従い、8-19-5節で任命された関係当局によって決定された以下の選択肢内で懲罰処分が取られる。学生に適切な行動を教える対応が懲罰処分を課せられるときに実施されなければならない。懲罰処分選択肢は、以下を含むこともある：

- (1) 矯正措置と学生との面談；
 - (2) 居残り；
 - (3) 緊急退去；
 - (4) 学生の問題行動に関連した個々の指導；
 - (5) 校内謹慎処分；
 - (6) 暫定的な教育的代替措置；
 - (7) 特権の喪失；
 - (8) 親との面談；
 - (9) 事務局での反省；
 - (10) 一から十授業日の停学；
 - (11) 十一授業日以上の停学；
 - (12) 土曜登校；
 - (13) 懲罰的転校；
 - (14) 代替教育プログラムの適応；
 - (15) 退学；または
 - (16) 賠償。
- (e) 学生は(c)項と(d)項の下で取られたいずれの懲罰処分に加えてカウンセリングを受けるものとする。
- (f) D級違反行為に関わった学生には重大な懲罰に達する懲罰処分を課さないものとする。
- (g) 授業放棄または無断欠席による停学や重大な懲罰もいずれの学生にも課さないものとする。
- (h) (c)項と(d)項の懲罰処分選択肢は一学年度内の懲罰処分と解釈されるものとする。
- (i) 違反行為が学生のその学年度の最後の授業日から二十授業日以内に行われたのであれば、懲罰処分は次年度に持ち越されることもある。 [Eff 9/1/82; am and ren §8-19-5, 5/23/86; am and comp 7/19/93; am and comp 5/19/97, am and comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; am and comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: HRS §§302A-1112, 302A-1134, 302A-1134.5)

§8-19-7 緊急退去。(a) 非常時に、学校長または被指名人は予備審査にもとづき、また学生の行為が目下の学生自身のまたは他者の身体上の安全に明らかな緊急の脅威を示し、また学生の行為が非常に破壊的であるため、他の学生の有する過度の混乱のない教育を追求する権利を保つために、学生のただちの退去が必要なが明らかな場合、学生をただちに緊急退去させることもある。

(b) 緊急退去が課される場合、学校は、即座に電話で親に知らせるために

誠実な努力をするものとする。

(c) 補足としての緊急退去の書面による報告は、親に個人的に届けられるかまたは郵送されるものとする。緊急退去の通知は、以下の文書を含むものとする：

- (1) 緊急退去の原因を形成する学生が行った特定の行為の申し立て；
- (2) 実証された特定の行為の申し立て；
- (3) 懲罰処分の告知；そして
- (4) 学校管理者が親と面会するために申し出た面談の日付、時間、場所の告知。緊急退去の通知書の写しは、複合地域責任者に郵送されるものとする。この項により要求される緊急退去の通知書に加えて、学校長または被指名人は、親に電話することにより通知の確認を試みるものとする。

(d) 危機が去ると直ちに、緊急退去の対象である学生は学校への出席を再開することが許可されるものとする。

(e) 上訴期間中に複合地域責任者が承認する場合以外は、緊急退去は十授業日を超えて続かないものとする。 [Eff 9/1/82; am and ren §8-19-6, 5/23/86; am and comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: HRS §302A-1112)

§8-19-7.1 調査。(a) 緊急退去を課した直後、または学生が停学を課される根拠になる活動に従事していたと信じるに足る理由があるときはいつでも、学校長または被指名人は徹底的な調査を開始するものとする。差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめ、報復に関する苦情は8-19-30節に規定されている苦情と調査が対象になるものとする。

(b) 調査を行うとき、学校長または被指名人は学校の調査について可能な限り速やかに親に伝えるために誠意を持って努力するものとする。合理的な努力をした後に、学校長または被指名人が親に連絡できない場合、学校は調査に従事し完了することもある。調査は可能な限り速やかに完了されるものとする。学校長または被指名人の調査の完了により緊急退去よりも重大な懲罰の執行手続きを開始することを選ぶ場合、目撃者の供述尋問の簡潔な概要、他のいかなる証拠、そして学校長または被指名人による懲罰手続きの開始の理由を含んだ書面での報告が作成されるものとする。

(c) 学校長または被指名人は学生に対する調査結果を親に通知するものとする。学生または親がその非難を否定する場合、学校長または被指名人は、学校職員による調査結果を支持する証拠を、親と学生に示すものとする。学生または親は、学生の立場から事件の見解を提示する機会を与えられるものとする。 [Eff and comp 9/10/09; am and comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: HRS §302A-1112)

§8-19-8 停学。(a) 学校長 または被指名人が、学生が停学を課される根拠になる活動に従事していたと信じるに足る理由があるときはいつでも、ただちに

学校長または被指名人は事件の調査を開始する。調査と調査結果が完了した時点で、学校長または被指名人が、調査結果が持続していると判断した場合、学生は停学を課される場合がある。学校長または被指名人は調査結果と懲罰処分を書面で親に通知するものとする。

(b) 学生または親が非難を否定する場合、学校長または被指名人は、学校職員による調査結果を支持する証拠を親と学生に示すものとする。学生または親、もしくは両者は、学生の立場から事件の見解を提示する機会を与えられるものとする。しかしながら、学生が事の重大さ、事態の本質、およびそのことによる結果を理解していない場合、または年齢、知性または経験により意義のある議論を行うことが難しいとされる場合、学校長または被指名人は議論に参加するために親が出席するよう要請するものとする。

(c) 一学期の停学の日数の合計が十授業日を超える場合、法律により提示されない限り、本章の適正手続き手順が適用されるものとする。

(d) 期間にかかわらず、親にはいずれの停学に関する通知が口頭で与えられる。可能である場合、停学の予告は電話で行われ、書面による通知は調査が完成しだい親に個人的に届けられるかまたは郵送されるものとする。停学通知は以下の文書を含むものとする：

- (1) 停学の原因を形成する学生が行った特定の行為の申し立て；
- (2) 実証された特定の行為の申し立て；
- (3) 懲罰処分の告知；そして
- (4) 学校管理者が親と面会するために申し出た面談の日付、時間、場所の告知。

通知書の写しは複合地域責任者に郵送されるものとする。この項により要求される通知書に加えて、学校長は親に電話することにより通知の確認を試みるものとする。 [Eff 9/1/82; am and ren §8-19-7, 5/23/86; am and comp 7/19/93; comp 5/19/97; am and comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: HRS §302A-1112)

§8-19-9 十授業日を超える停学、懲罰的転校、退学の適正手続き。(a) 学校長または被指名人が調査に基づいて、学生が本章の違反を構成する活動に従事していたと信じる場合、そして学校長または被指名人が、緊急退去以外の重大な懲罰が課されることを勧める場合、学校長または被指名人は、ただちに複合地域責任者に通知し、複合地域責任者から口頭で認可を得ることにより、懲罰手続きを開始するものとする。

(b) 複合地域責任者から口頭での認可を得しだい、学校長または被指名人は以下を親に通知するため誠実に努力をする：

- (1) 重大な懲罰の事件、
 - (2) 上訴の機会、そして
 - (3) 懲罰処分はただちに実行されること。
- (c) 複合地域責任者からの口頭での認可から三授業日以内に、学校長また

は被指名人は上訴の書式と共に書面による重大な懲罰事件の通知を親に郵送するものとする。複合地域責任者のファクシミリによる署名、または電子承認の確認で重大な懲罰事件における形式は足りる。重大な懲罰に関する文書による通知は以下の告知を含むものとする：

- (1) 重大な懲罰の原因を形成する学生が行った特定の行為の申し立て；
- (2) 実証された特定の行為の申し立て；
- (3) 懲罰処分の告知；そして
- (4) 親は少なくとも十暦日以上前に法的代理人についての通知をする範囲内で、親が証拠を提示し、目撃者を招集、そして反対尋問をし、弁護士により代行される上訴を、複合地域責任者対して行う権利を有する旨の告知。
- (5) 学生または親が上訴したい場合、重大な懲罰の通知日から七授業日の業務終了時まで複合地域責任者に書面で上訴を提出しそして、受領されなければならない。学校長が学生の継続的な出席が自分自身、または他者、または混乱することなく教育を追求する他の学生の権利がかなりの危険にさらされることが認められない場合、当該学生が上訴の審査中に学校へ出席することが許可されるものとする。しかしながら、運動、遠足、クラブ活動を含むが、それに限らない課外活動に、学生は参加しない。

(d) 上訴書を受け取り次第、複合地域責任者は十授業日以内に上訴の日程を決め、日付、時間、および場所を親に知らせるものとする。書面による上訴の通知は親と学校長または被指名人に上訴の少なくとも十五暦日前に郵送するものとする。上訴は複合地域責任者または公平な教育省の人物、または複合地域責任者に指名された教育省の職員などの公平な被指名人によって行われるものとする。上訴は以下のように行われるものとする：

- (1) 上訴は学生または親が公開を希望する場合を除いて非公開で行われる；
- (2) 親そして学校長または学校長の指名人は証拠を提示し、目撃者に反対尋問をし、反論証言を提出する権利がある；
- (3) 親そして学校長または学校長の指名人は弁護士に代行されることもある；
- (4) 複合地域責任者または教育省の公平な指名人は証拠の公式規則に従う必要はない；
- (5) 複合地域責任者または教育省の公平な指名人は提示された証拠を公平に熟慮するものとする；
- (6) 法廷審理の目的でのみ、親は教育省の記録テープの複製、または教育省の記事録のテープ録音の筆記を、自己の費用で記録する、または入手することができる。複合地域責任者または教育省の公平な指名人は議事録を筆記または録音にて記録するものとする；
- (7) 複合地域責任者は上訴終了から七授業日以内に、とられる措置ならび

にその措置の根拠を明確に記載した裁決書を提出するものとする。裁決書は親、学生の登録弁護士に郵送、または個人的に届けられ、また学校へも一部写しが渡されるものとする。懲罰処分が確認されれば、複合地域責任者は総停学日数を示し、停学の開始日と終了日の範囲内で学生がすでに努めた停学の日数を考慮するものとする。

(e) 親は書面による上訴通知、そしてその特定の問題と論争を識別する教育委員責任者または州レベルの被指名人への公聴会を要求しているかどうかという特定の記述を、その個人が上訴する証拠と裏付ける書類をとめない提出することで、複合地域責任者の決定に対し上訴することができる。上訴書は複合地域責任者の裁決書の日付から七授業日以内に教育委員会責任者または州レベルの被指名人に届けられるものとする。公聴会について特定の要求がなければ、教育委員会責任者または州レベルの被指名人は複合地域責任者と親から提出された上訴の完全な議事録にもとづき裁決を下すものとする。教育委員会責任者もしくは州レベルの被指名人が最終的な書面での決定を下すものとする。複合地域責任者が、学生の継続的な出席が自分自身または他者または混乱することなく教育を追求する他の学生の権利がかなりの危険にさらされること認められない場合、当該学生が上訴の審査中に学校への出席が許可されるものとする。学生が上訴の審査中に学校から退去することになっているところでは、教育委員会責任者または州レベルの被指名人は上訴受領日付から二十一暦日以内に決定を表すものとする。

(f) 親または親の弁護士から書面で上訴の文書を受領しだい、複合地域責任者の裁決書そしてこの節の(d)項で規定する議事のすべての文書と記録は、十暦日以内に教育委員会責任者または州レベルの被指名人に送られるものとする。教育委員会責任者または州レベルの被指名人は証拠を確かめ、十四暦日以内に懲罰処分に基づいた決定をするものとする。裁決は親または登録弁護士に個人的に届けられる、または郵送されるものとする。さらに、親は書面で裁決の例外を提出し、教育委員会責任者または州レベルの被指名人に議論を提示する権利があることを通知されるものとする。親が銃器による退学の期間または被指名人に基づく変更に関して書面による例外を提出すべきとき、書面による例外は教育委員会責任者または州レベルの被指名人によって審理されるものとする。書面での例外と教育委員会責任者または被指名人に議論を提示するという要求は、教育委員会責任者、被指名人または州レベルの被指名人によって提示された裁決の日付の五暦日以内に受け取られなければならない。親は書面で例外を提出し、議論を提示する権利を放棄することもできる。しかしながら、最初に書面で例外を提出しなければ議論を提示する権利が全くない。親が時宜を得て書面で例外を提出し、議論を提示する権利を要求するなら、教育委員会責任者または州レベルの被指名人は議論を提示するという要求を受け取った後二授業日以内に、彼らの議論を提示する特定の期日、時間、および場所を親に知らせるものとする。議論を提示する日時は、特定の日時と議論を提示する場所を親に通知した日付けから五暦日から十四暦日以内とする。教育委員会責任者または州レベルの被指名人は、親または登録弁護士に、裁決書を議論の提示から十四暦日以内に、または親が議論を提示

する権利を放棄した場合、書面での例外を受領した日から十四暦日以内に郵送するものとする。[Eff 9/1/82; am and ren §8-19-8, 5/23/86; am and comp 7/19/93; am and comp 5/19/97; am and comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; am and comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A- 1112) (Imp: HRS §302A-1112)

§8-19-10 懲罰処分の適応期間。(a) 上訴過程の結果として懲罰処分を課すことができない場合、懲罰処分はいずれの公立学校の次学年に持ち越されることもあるが、夏季学校は含まない。

(b) 懲罰処分をもたらした行為が学生の学年度の最後の授業日から二十日以内に行われる場合、懲罰処分はいずれの公立学校の次学年にもち越されることもあるが、夏季学校を含まない。

(c) この節は銃器違反に適用されないものとする。銃器違反に関する懲罰処分は、少なくとも一暦年以上が必須である。

(d) (a)項と(b)項で説明される以外に、懲罰処分はその行為が遂行された学年を超えて続かないものとする。[Eff 9/1/82; ren §8-19-9, 5/23/86; comp 7/19/93; am and comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: HRS §§302A-1112, 302A-1134)

§8-19-11 本章での違反が判明した場合の学生への代替教育活動とその他の補助。(a) 複合地域責任者は、公共のまたは私設の代行人が提供する代替教育活動または活動参加が、十授業日を越える緊急退去または十授業日を越える停学を受けたすべての学生に、適切に提供されることを確実にするものとする。

(b) 一から十授業日の停学を受けたすべての学生に、学校長または被指名人が学生の必要にもとづき、代替教育活動が考慮される。

(c) 障害を持つ学生のためのハワイ管理規定は、本章の下で資格を有する学生に適用するものとする。[Eff 9/12/82; am and ren §8-19-10, 5/23/86; comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: §302A-1112) (Imp: HRS §§302A-1112, 302A-1128)

第三節

夏季学校における学生の違反行為と懲罰

§8-19-12 懲罰処分；職権。夏季学校長または被指名人は夏季学校に通う学生に対して懲罰処分を課すものとする。[Eff 5/23/86; comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: HRS 302A-1112)

§8-19-13 禁止された行為；違反行為の級。(a) 以下の禁止された行為は夏季学校の期間、学校内や他の教育省の建物、教育省の交通手段で、または学校の

内外を問わず教育省が後援する活動や行事で、夏季学校に通うすべての学生に適応される。

(1) A級違反行為：

- (A) 襲撃；
- (B) いじめ（9～12学年の学生に対して）；
- (C) 住居侵入窃盗；
- (D) ネットいじめ（9～12学年の学生に対して）；
- (E) 危険な器具または物質の所有または使用；
- (F) 危険な武器の所有または使用；
- (G) 麻薬道具の所有使用または販売；
- (H) 恐喝；
- (I) 喧嘩；
- (J) 銃器の所有または使用；
- (K) ハラスメント（9～12学年の学生に対して）；
- (L) 殺人；
- (M) 違法薬物の所有、使用、または販売；
- (N) 中毒物質の所有、使用、または販売；
- (O) 所有物の損壊または破壊行為；
- (P) 強奪；
- (Q) 性的違反行為；
- (R) 暴力的脅迫；
- (S) 性的嫌がらせ（5～12学年の学生に対して）；
- (T) ストーカー行為；または
- (U) テロの脅威。

(2) B級違反行為：

- (A) いじめ（K～8学年の学生に対して）；
- (B) ネットいじめ（K～8学年の学生に対して）；
- (C) 差別；
- (D) 無秩序な行為；
- (E) 警報の偽装；
- (F) 偽造；
- (G) 賭け事；
- (H) ハラスメント（K～8学年の学生に対して）；
- (I) しごき；
- (J) インターネットの資料と設備の、不適切または疑わしいまたはその両方の使用；
- (K) 報復；
- (L) 性的嫌がらせ（K～4学年の学生に対して）；
- (M) 窃盗；または
- (N) 不法侵入。

- (3) C級違反行為：
- (A) 暴言；
 - (B) 授業放棄；
 - (C) 不服従；
 - (D) レーザーペン／レーザーポインターの所有または使用；
 - (E) 無許可の退出；
 - (F) タバコ物質の喫煙または使用；または
 - (G) 無断欠席。
- (4) D級違反行為：
- (A) 禁制物；の所有または使用；
 - (B) ささいな違反行動；または
 - (C) その他の学校規則。

(b) CまたはD級違反行為：夏季学校の期間中、8-19-6節で定義されるC級またはD級違反行為のいずれかに二回関与した夏季学校の学生は、最初の違反行為で警告を受け、そして二回目の違反行為で、夏季学校を放校となることがあるものとする。

(c) A級またはB級違反行為に関与したいずれの学生は、夏季学校から退学となる。夏季学校長または被指名人は、夏季学校を退学になる前に当該学生と親に通達し、面会するものとする。夏季学校長は複合地域責任者に報告を提出し、親に一部写しを提供する。

(d) 緊急の場合、夏季学校長または被指名人は、学生の行為が学生自身もしくは他者の身体上の安全にあきらかな脅威を示し、また学生が非常に破壊的であるので、他の学生が過度の混乱のない彼らの教育を追求する権利を保つために、学生のただちの退去が必要とされることが判明した後、ただちに学生に緊急退去を課すことができる。夏季学校長または被指名人は、夏季学校への復学の前に、当該学生と親に知らせ面会するものとする。学生の面会を行わず復学することはない。夏季学校長または被指名人は複合地域責任者に報告を提出し、親に一部を提供する。 [Eff 5/23/86; am and comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; am and comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: HRS §302A-1112)

第四節

学校における搜索と押収

§8-19-14 学生のロッカーの搜索を開始するときの方針。 学生に提供された学校のロッカーは、いかなる時も、搜索が原因が学生の人種、肌の色、国籍、血統、性別、性同一性と表現、宗教、障害、性的指向による搜索でないという条件で、原因のあるなしにかかわらず学校の職員による公開または点検（そして犬が

外側の匂いをかぐ)を受けることがある。8-19-15節は、学生ロッカーの公開と点検(そして犬が外側の匂いをかぐ)に適用できないものとする。8-19-15節から8-19-18節まで、または一般の学校搜索と押収に関連してまったく制限がないことは、学生のロッカーのプライバシーに関し期待がもたらされると解釈される。学生は、彼らのロッカーが原因のあるなしにかかわらず、いつでも公開と点検(そして犬が外側の匂いをかぐ)を受けることがあるとみなすべきである。[Eff 5/23/86; am and comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: ハワイ州憲法 Art. X, §3; HRS §§302A-1101, 302A-1112)]

§8-19-15 一般的な学校搜索と押収の方針。学生ロッカーに関する8-19-14節の規定を除いて、学生には、学校内や教育省の建物、他の教育省の交通手段で、または学校の内外を問わず教育省が後援する活動や行事において、自分個人のプライバシーに対する正当な期待がある。学校には同様に、秩序と学習が行われる環境を保持するための正当な必要性がある。この正当な必要性を実現させる際に、学校の職員は、時々学校内や他の教育省の建物、教育省の交通手段で、または学校の内外を問わず教育省が後援する活動や行事において、搜索と押収を行う必要がある場合がある。一般方針として、学生ロッカーに関する8-19-14節の規定を除き、付帯状況をもとに行われる搜索により、学生が法または本章で禁止されている学生の行為のどちらかに違反した証拠が判明すると疑う合理的根拠がある場合、搜索と押収は可能である。学校職員によって行われる搜索と押収は、この節に関する条項に順守するものとする。[Eff 5/23/86; comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; am and comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: ハワイ州憲法Art. X, §3; HRS §§302A-1101, 302A-1112)]

§8-19-16 職権。学生ロッカーに関する8-19-14節の規定を除いて、付帯状況をもとにして、学校内や教育省の建物、教育省の交通手段で、または学校の内外を問わず教育省が後援する活動や行事で、学生が法または本章の規定に違反した証拠が判明すると疑う合理的根拠がある場合、所持品が搜索されることがある。搜索を行う学校職員は、いずれの人の健康または安全を保護するために迅速な行動が必要である非常時でない限り、証人としての別の学校職員に伴われるものとする。[Eff 5/23/86; am and comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; am and comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: ハワイ州憲法Art. X, §3; HRS §§302A-1101, 302A-1112)]

§8-19-17 一般的な学校搜索と押収が行われる条件。(a) 学生ロッカーに関する8-19-14節の規定を除いて、以下のすべての条件が整うとき、搜索と押収が学校職員によって行われる場合がある：

- (1) 搜索の時点で、付帯条件をもとに、
学生が法または本章で禁止された条項に違反したという証拠が判明すると疑う合理的根拠がある場合。

(2) 搜索が行われる方法は、搜索の目的と合理的に関連している。

(3) 搜索にかけられる学生は、搜索の目的を知らされ、学校職員によって求められている証拠を、自発的に放棄する機会を与えられるものとする。

(b) 学校の学校長または被指名人は、人々の健康と安全を守るため即座の行動が要求される非常時でない限り、搜索を行う学校職員によって搜索が行われること、および搜索の目的を知らされる。

(c) 1人以上の学生が違反に関与したと疑われる場合、そして実用的で健康と安全に危険がない場合、搜索を行う学校の職員は、搜索で探している物品の所持が最も疑われた学生から始めるものとする。 [Eff 5/23/86; am and comp 7/19/93; am and comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §§302A-1112, 703-309(2)) (Imp: ハワイ州憲法 Art. X, §3, HRS §§302A-1101, 302A-1112, 703-309(2))

§8-19-18 禁止された搜索と押収。 学生ロッカーに関し8-19-14節に規定されている場合を除く：

- (1) 行き当たりばったりの搜索は禁止される。
- (2) 裸にしての所持品搜索は禁止される。
- (3) 学校職員はその搜索が人への健康または安全、または両方の損害になることを防ぐために必要である時を除き、学生への身体的接触を必要とする搜索を行わないものとする。
- (4) 搜索の途中、学生に対する暴力は、学校職員が、使用されるべき暴力が人の健康や安全、または損害を防ぐのに必要であると信じていない限り、または学生が身体的に搜索に抵抗する場合は禁止されている。
- (5) この節の条項の下で行われた搜索は、搜索が行われた物品に制限されるものとする。しかしながら、搜索の間に見つけられたその他のいずれの物品で、その所有が法または本章の条項に違反する時、または押収しないことが搜索を行う学校職員を含む人々への健康、安全、または両方に脅威を引き起こす時は、学校職員により押収されることもある。 [Eff 5/23/86; comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: ハワイ州憲法Art. X, §3; HRS §§302A-1101, 302A-1112)

第五節

違反行為の報告

§8-19-19 学校内で起こったA級そしてB級違反行為の報告。 (a) 本章で定義されるA級またはB級違反行為の目撃者となる、いずれの教員、職員、または教育省の他の被雇用者、あるいは学生、教員、職員、または教育省の他の被雇用

者に対して、または学校の所有物に関与したA級またはB級違反行為が行われた、または行われると信じる合理的な理由がある者は、学校長または被指名人に出来事を速やかに報告するものとする。教員、職員、または教育省の他の被雇用者がC級またはD級違反行為を学校長または被指名人に報告するのを禁止するか、または妨げると解釈されるものは、この項にはないものとする。

(b) A級またはB級違反行為の報告を受け取ると、学校長または被指名人が、その行為が警察への通報を必要とするか、またはその行為が学校の懲罰手順を通じて扱えるかどうかを決定するために、調査を行うものとする。学校長または被指名人が危険を察知し、また学校の職員が行為を扱うことができないときはいつでも、警察を呼ぶものとする。

(c) 学校長または被指名人は、違反行為が報告されてから五授業日以内に、教育省の電子データベースシステムに出来事の情報記録するものとする。

(d) (c)項に従って、違反行為に対する懲罰処分が行われる場合は、学校長または被指名人は事件が報告された後、五授業日以内に事件を報告をした教員、職員、またはその他の被雇用者に通知するものとする。

[Eff 9/1/82; am and ren §8-19-11, 5/23/86; am and comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; am and comp NOV 17 2019]
(Auth: HRS §§302A-1112, 302A-1002) (Imp: HRS §§302A-1112, 302A-1002)

§8-19-20 違反行為の報告に伴う損失補償。 §8-19-19において要求される誠実な報告をする、いずれの教員、職員、その他の教育省の被雇用者は、ハワイ修正法第302A-1003節により保護され無害に保たれるものとする。 [Eff 9/1/82; am and ren §8-19-12, 5/23/86; am and comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §§302A-1112, 302A-1003) (Imp: HRS §302A-1112, 302A-1003)

§8-19-21 学校内で起こったA級そしてB級違反行為の報告の不履行；結果。

(a) 学校内や教育省の建物、教育省の交通手段で、または学校の内外を問わず教育省が後援する活動や行事で発生したA級またはB級違反行為の報告不履行は、責任ある教員、職員、その他の教育省の被雇用者に対し懲罰処分をもたらすこともある旨の書面での年次通知を、教育委員会はすべての学校と事務局に提供するものとする。懲罰処分には以下を含む：

- (1) 口述での警告；
- (2) 文書での警告；
- (3) 給与無しの停職；
- (4) 降格；または
- (5) 退職。

(b) 8-19-19節で求められる違反行為を報告しなかった教員、職員、またはその他の教育省の被雇用者は教育省の規則と手順により懲戒処分を受けることもある。

(c) 学校内や教育省の建物、教育省の交通手段で、または学校の内外を問

わず教育省が後援する活動や行事で発生したA級またはB級違反行為の報告がなされなかったことに対し処分を受けたいずれの教員、職員、またはその他の教育省の被雇用者は、州法または教育省の規則と手順、または適用される団体交渉協定のもとで規定されるように、懲罰処分に対し上訴する権利があるものとする。 [Eff 9/1/82; am and ren §8-19-13, 5/23/86; am and comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; am and comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §§302A-1112, 302A-1002) (Imp: HRS §§302A-1112, 302A-1002)

第六節

警察の事情聴取と逮捕

§8-19-22 学校に関連する違反行為に因る、学校における警察の事情聴取。

(a) 警察官は学生に質問をするため学校に現れることができる。学校に到着しだい、警察官は直接、学校長または被指名人に学生への事情聴取の許可を求めるものとする。学生に事情聴取をする許可が与えられる場合、学校長または被指名人は親に警察の事情聴取、また事情聴取の時に出席する権利について通知する努力ものとする。事情聴取は学校長または被指名人が親に通知できない場合、または通知を受けた親が出席を辞退した場合、または親に通知した後、適正な時間が経ち親が事情聴取のために学校に現れなかった場合、行われることができる。

(b) 学校長または被指名人は、警察官から退席を求められない限り、事情聴取に同席するものとする。

(c) 学生が逮捕された場合、学校長または被指名人は8-19-24 に定められた手順に従うものとする。 [Eff 9/1/82; am and ren §8- 19-14, 5/23/86; am and comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: ハワイ州憲法Art. X, §3; HRS §§302A-1101, 302A-1112)

§8-19-23 学校に関連しない違反行為に因る、学校における警察の事情聴取。(a) 警察官は学校に連絡し、訪問の本質と事情を学校長または被指名人に知らせるものとする。学校に到着しだい、警察官は直接、学校長または被指名人に学生への事情聴取の許可を求めるものとする。

(b) いずれの事情聴取を行う前に、学校長または被指名人は、親に警察の事情聴取の時に出席する権利について通知するものとする。親から口述で同意を得しだい、事情聴取を行うことができる。本項の通知と同意要件は、事情聴取の本質が児童虐待、または親もしくは世帯構成員が学生に対して違反行為を行っていると思われる他の違反行為を含む場合は適用されないものとする。

(c) 学校長または被指名人は日誌をつけ、可能であるなら、学生の氏名、警察の事情聴取の日付、警察官の氏名、バッジ番号、警察の調書番号を記録するものとする。

(d) 学生が逮捕された場合、学校長または被指名人は8-19-24節に定められた手順に従うものとする。 [Eff 9/1/82; am and ren §8-19-15, 5/23/86; am and comp 7/19/93; am and comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: ハワイ州憲法Art. X, §3; HRS §§302A-1101, 302A-1112)

§8-19-24 学内における警察の逮捕。警察は学校長または被指名人に指示されるものとする。警察官が逮捕を保留するために、可能であればいつでも学生を学校長室に送るものとする。学生を逮捕するために警察官が到着しだい、学校長または被指名人は親に通知するために誠意をもって努力するものとする。 [Eff 9/1/82; am and ren §8-19-16, 5/23/86; am and comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: ハワイ州憲法Art. X, §3; HRS §§302A-1101, 302A-1112)

第七節

破壊行為への賠償

§8-19-25 破壊行為への責任。(a) いずれの学生も公立学校の建物、施設または運動場に対する破壊行為に責任があると判明した場合、賠償は学生または親によってされるものとする。破壊が学生によって行われたと立証できないときは賠償は生じない。

(b) 本章の条項にかかわらず、州は、学校所有物への損害の回復のための適切な行動を取ることを選択することができる。

(c) 学生が本章の下で破壊行為のために懲罰されようとする場合は、本章の懲戒手順が完了した後で、調査を行う学校長または被指名人は学生が本章に関する条項に違反したと信じる理由がある場合にのみ、賠償の手順は開始されるものとする。 [Eff 5/23/86; comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: HRS §§302A-1112, 302A-1153)

§8-19-26 破壊行為に適用する手順。(a) 学生が、公立学校の建物、施設、運動場の破壊行為に責任があるかもしれないと信じる理由があるときはいつでも、学校長または被指名人は直ちに調査を開始するものとする。

(b) 破壊行為が本章の下で学生を懲罰処分にかける行為であれば、学校長または被指名人は8-19-7節、8-19-8節、8-19-9節、および8-19-10節にしたがって必要な調査の一部として、本章の下に賠償を裏付ける事実と状況の確定を含むものとする。懲罰処分が確定され、上訴の手続き期間が終わるまで、賠償に関連するさらなる行動は停止されるものとする。

(c) 調査の後、学校長または被指名人に学生は、破壊に責任があると信じ

る理由がある場合、学校長または被指名人は、学生と親との面談の日程を決めるものとする。面談の出席者は学校長または被指名人、学生、そして親に限定されるものとする。

(d) 事前の書面にての面談通知は、教育省の書式にて作成され、郵送によって親に届けられるものとする。親に通知され、聴聞の機会が与えられていない場合、学生も親もどのような方法でも賠償をする必要がないものとする。通知は調査結果と面談の日付、時間、および場所について親に知らせるものとする。通知は面談の日の少なくとも十五暦日前に郵送されるものとする。効果的なコミュニケーションを得るために必要であれば、親の母国語で通知を提供するものとする。学校は親との書面でのコミュニケーションを増補するために、電話のような別のコミュニケーション方法を使用する場合もある。

- (1) 学生の親は通知の日から七暦日以内に通知に対応するものとする。
- (2) 通知された面談の日は、学生の親が新たな面談日を手配するよう学校に連絡した場合、変更される場合がある。面談日変更の要求は、通知の日から七暦日以内に行われるものとする。
- (3) 損害賠償が3,500ドルを超えていない場合は、面談と示談に同意する場合がある。示談が成立した場合、賠償のため契約書が親と学校の間で交わされるものとする。損害賠償が3,500ドルを超えていない場合にのみ、契約書は執行されるものとする。

(e) 親が期日以内に通知に対応しなかった場合、学校長または被指名人は：

- (1) 学校長または被指名人が、対応の不履行に正当な理由がある、または学校および学生にとって最も利益になると決定する場合は、面談日を変更する；または
- (2) 学校長または被指名人との面談で聴聞の機会が与えられる通知が送られたこと、
通知に対応がないため、案件は更なる措置のため学校長または被指名人により複合地域責任者に付託されることを書面で親に知らせるものとする。

(f) 面談は次の方法によって執り行われる：

- (1) 面談に出席する当事者は、学校長または被指名人、学生、親とする。破壊行為が起こった学校の学校長または被指名人、学生、および親の以外の者はいかなる理由でも面談に参加することを許可されないものとする。
- (2) 面談では、破壊が起こった学校の学校長または被指名人は調査結果と賠償要件を提示するものとする。
- (3) 損害賠償が3,500ドルを超えていないという条件で、学生と親が賠償額と方法に同意する場合、学校長または被指名人、学生ならびに親は、賠償方法とが賠償が完了される日時を特定した教育省の書式にて同意書を執行するものとする。賠償は学生ならびに親による金銭的な損害

賠償を含み、どのような方法でもよいこととする。損害賠償が3,500ドルを超えている場合、案件はさらなる措置のために司法長官に照会するよう、複合地域責任者に付託される。

- (4) 賠償が完了された後、調査と面談に関するすべての記録と文書は三年間学校で保管されるものとする。調査、面談、および取られた措置の情報は、直接議事にかかわらない何者にも伝えられないものとする。
- (5) 同意書が執行され、親または学生が合意内容に従わない場合、学校長または被指名人は、案件を複合地域責任者に送付することがある。複合地域責任者は、案件を再調査し、更なる措置のために司法長官に紹介することを含み、適切な措置をとるものとする。
- (6) 学生ならび親が、学校長または被指名人によって作成された調査結果に同意しない場合、学校長または被指名人は、調査と面談に関してすべての記録と文書を伝達し、案件の調査結果と状況を、案件を再調査し更なる措置をとるために、司法長官に紹介することを含んだ適切な措置をとるため、複合地域責任者に報告するものとする。損害賠償が3,500ドルを超えている場合、案件は更なる措置について、司法長官に照会されるものとする。 [Eff 5/23/86; am and comp 7/19/93; comp 5/19/97; comp 2/22/01; am and comp 9/10/09; comp NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: HRS §§302A-1112, 302A-1153)

§8-19-27 撤廃[R 01/2/22]

§8-19-28 撤廃[R 01/2/22]

§8-19-29 撤廃[R 01/2/22]

第八節

差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめ、
報復に関する苦情の手続き、調査

§8-19-30 苦情の手続き。(a) 教育省は、該当する場合、被害届を出した人／被害者、他者に対する差別的効果の再発を防ぎ、改善するため、8-19-2節に定義されている保護を受ける階層に基づく人々など学生に対するいかなる差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめを止めさせるために即座に適切な措置をとるものとする。

(b) 不適切な行動、または本章に該当する申し立てから由来する行動に関する苦情は以下によっていつでも提出できるものとする：

- (1) 差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめ、または報復を経験する学生；

- (2) 別の学生に対する差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめ、または報復を目撃する学生；
- (3) 親、法廷後見人、教育担当者、または学生に対する差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめ、または報復について知っている、または目撃する人の委任状；または
- (4) 学生に対する差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめ、または報復について知っている、または目撃する被雇用者、職員、もしくはボランティア。

(c) 本章の違反を主張する苦情は教育省ハワイ管理規定表題八第十九章の苦情書式を使っていつでも苦情を申し立てできるものとする。教育省ハワイ管理規定表題八第十九章の苦情書式を入手できない、またはその使用を希望しない個人は、以下の情報を書面または口述のどちらかで提供して苦情を申し立てる。

- (1) 相手方の氏名、または身元を特定できるような相手方に関する十分な説明；
- (2) 主張される差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめ、または報復が起こったとされる日付；
- (3) 起こったとされる差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめ、または報復に関する事実主張、もしある場合は苦情の保護対象；
- (4) もしある場合は損傷または損害の説明；および
- (5) もしある場合は主張された行動に関する文書記録の添付書類。

(d) 書面による苦情はいかなる教師、職員、学校長、教頭、複合地域責任者、または公民権コンプライアンス支局に提出するものとする。口頭による苦情はいかなる教師、職員、学校長、教頭、複合地域責任者、または公民権コンプライアンス支局に対して、対面か電話のどちらかで行う。

(e) 公民権コンプライアンス支局との協議で、学校長、被指名人または複合地域責任者は、事実主張が実行可能な差別、ハラスメント（性的嫌がらせを含む）、いじめ、または報復かどうかを判断するため、苦情を評価する。本節に該当しない苦情は確認のため所属事務局または管理者に照会されるものとする。

(f) 苦情が提出されたら、学校長または被指名人は以下のいずれかを行う：

(1) 8-19-31節に従って、即座に調査を始める；または

(2) 適切と思われる場合は、正式な調査過程が始まる前に、両当事者に苦情を非公式に解決する機会を与える。この非公式過程は両当事者が自発的に参加の同意をする場合のみ使用するものとする。両当事者は直接苦情をお互いに解決する必要はない。非公式過程が始まったら、いずれかの当事者はいつでもこの非公式過程を終了する権利があり、その場合、正式な調査過程が始まることになる。

非公式な解決は、以下の場合適切でないものとする：

(1) 主張が深刻過ぎて、被害届を出した人／被害者、あるいは他者が身体的な危険を伴うように見える；

(2) 事件が刑事責任になった；

(3) 事件は警察または児童福祉事業への紹介が関与する。
(4) 苦情は深刻で持続的、まん延するいじめ、他重大な形態の差別に関する主張が関与する；
(5) 相手方に対して保留中の調査がある；
(6) 両当事者間に客観的かつ明白な権力の不均衡がある；または
(7) それ以外の場合、調査は状況下で適切である。
非公式な解決が適切でない場合、または両当事者が解決に至らなかった場合、調査は8-19-31節に従って学校長または被指名人によって始められるものとする。

(g) 両当事者は学校長、教頭、複合地域責任者、または公民権コンプライアンス支局に即時調査を要求することができるものとする。学校長または被指名人は適切と判断した場合は、要求なしに即時の介入を始めることができるものとする。即時の介入は公民権コンプライアンス支局との協議で、学校長または被指名人によって考慮され、即時の介入が必要と判断された場合、学校長または被指名人は即時の介入を実施する。公民権コンプライアンス支局は当該即時介入の実施を確実にするものとする。即時介入の条件に従わなかった場合、独立の違反として考慮され、独立の調査、調査結果、および確定になることがある。 [Eff NOV 17 2019] Auth: HRS §302A-1112) (Imp: HRS §§302A-1101, 302A-1112; 5 U.S.C. §301, 42 U.S.C. §2000d et seq., 34 C.F.R. §100.9; 34 C.F.R. §101.11)

§8-19-31 調査。(a) 苦情が提出されると、学校長または被指名人は公平で徹底した調査を行うために学校レベルの公平な調査担当官（以下「調査担当官」）を任命するものとする。調査が始まると、学校長または被指名人は可能な限り早い時点で調査について親に通知するために誠意をもって努力するものとする。合理的な努力をした後に、学校長または被指名人が親に連絡できない場合、調査担当官は調査に従事し完了することもある。

被害届を出した人／被害者と相手方は、苦情に関係する情報を持っていると確信する目撃者の氏名を提供し、苦情に関係すると確信する証拠を提供することが許可される。

(b) 調査担当官が必要な関係情報や文書を入手したら、調査担当官は入手可能な証拠を分析し文書化し、両当事者と目撃者の信憑性を客観的に評価し、有罪につながりかねない証拠や無罪を証明する証拠など使用可能なすべての証拠を総合し、それぞれの場合に固有で複雑な事情を考慮するものとする。それが完了したら、調査担当官は事実認定の用意をし、すべての差別、ハラスメント、いじめ、または報復を終わらせ、被害届を出した人／被害者や教育省コミュニティに影響するその再発を防ぎ、改善するためにとるべき適切な措置について決定するものとする。調査担当官は学校長または被指名人に調査結果を転送し、学校長または被指名人は8-19-6(a)節または8-19-13(a)節のいずれかに従って、その事実が禁止されている学生の行動に相当するかどうかを判断する。取られた懲罰処分は必要に応じて、8-19-5節から8-19-13節までの上訴する権利などの規定の適用を受ける。

(c) 調査の終了後、公民権コンプライアンス支局との協議で、学校長または被指名人は救済が調査に関与する個人に提供されるかどうかを判断するものとする。救済が提供されると判断された場合、学校長または被指名人はその救済を実施するものとする。被害届を出した人／被害者は、主張が実証されたかどうか、調査の結果、提供される救済、および被害届を出した人／被害者に直接関係する教育省によって行われる措置についての書面による通知が提供される。相手方は、主張が実証されたかどうか、調査の結果、提供される救済、および相手方に直接関係する教育省によって行われる措置についての書面による通知が提供される。

(d) 調査担当官は、調査担当官がその案件に任命された日付から五授業日以内に調査を完了させることを追求する。調査が五授業日以上かかる場合は、調査担当官は遅延、遅延の理由、調査を終えるために必要な追加時間の長さについて両当事者に書面で通知するものとする。 [Eff NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112) (Imp: HRS §§302A-1101, 302A-1112; 5 U.S. C. §301, 42 U.S.C. §2000d et seq., 34 C.F.R. §100.9; 34 C.F.R. §101.11)

§8-19-32 調査の継続。 教育省は正式な苦情の提出がなくても、あるいは苦情が撤回されたとしても、本節の違反の疑いを調査するものとする。 [Eff NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112)

§8-19-33 言語支援、文書作成支援、相応の便宜。 言語支援あるいは文書作成支援を要する苦情を提出する個人、あるいは言語支援あるいは文書作成支援を要する調査に参加する個人は教育長による当該支援を受けることができるとする。苦情を作成するため、あるいは調査に参加するために相応の便宜を要する障害を持つ個人は教育省による当該支援を受けることができるとする。 [Eff NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112)

§8-19-34 報復行為の禁止。 報復や報復的なハラスメントはその人自身が保護された活動に関与しているため、いかなる人に対しても禁止されるものとする。 [Eff NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112)

§8-19-35 その他救済措置を求める権利。 連邦および州の法律に規定するその他救済措置を求める被害届を出した人／被害者の権利を制限または放棄すると解釈されるものは、この章にはないものとする。被害届を出した人／被害者は、以下の場合でも、法執行機関など連邦または州の政府に対して差別に関する苦情を提出する権利があるものとする：

- (1) この章に従って苦情を提出しない；
- (2) 同時にこの章に従って苦情が提出された、または事件が報告された；
- (3) この章に従って苦情が提出された、または事件が報告された未決の間のいつでも；または

(4) 本章に従って苦情が提出された、または事件が報告された後、解決された。[Eff NOV 17 2019] (Auth: HRS §302A-1112)

2. もとの注釈や他の注釈を除く、撤廃される資料は角括弧付きで削除されるものとする。新しい資料には下線が引かれる。

3. これら修正や編集を反映するもとの注釈や他の注釈を更新するための追加には下線が引かれない。

4. ハワイ管理規定第八章から第十九章の修正や編集は、州副知事事務局に提出されてから十日後に効力を生じるものとする。

私は上記は、ハワイ州法第91-4.1項の要件に従って、Ramseyer書式で下書きされた規則の複写で、
日に採択され、州副知事事務局に提出されたことを証明します。

正式承認者

司法副長官

教育委員会委員長
CATHERINE PAYNE

David Y. Ige
ハワイ州
知事

日付 : 2019-11-07

2019-11-07 4:10PM

州副知事事務局

届出済

